

# 介護予防認知症対応型共同生活介護

## 認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

### 1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 事業者の内容

#### (1) 提供できるサービスの地域

事業所名	グループホーム 長寿の郷
指定番号	1771700265
所在地	石川県鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3
管理者の氏名	山形 広之
電話番号	0768-72-8822
FAX番号	0768-72-1388

## (2) 事業所の従業者体制

業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	1名	0名	1名
計画作成担当者	(2) 名	0名	(2) 名
介護職員	16 (1) 名	4名	20 (1) 名

\* ( ) 内は兼務

## (3) 利用定員 27名

## (4) 設備の概要

### ○居室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

### ○食堂

利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・食器類などの備品類を備えます。

### ○その他の設備

設備としてその他に、居間、台所、浴室等の設備を設け、寝具等の備品を備えています。

### 3. サービスの内容

- ① 認知症対応型共同生活介護計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 排泄
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 行政手続代行
- ⑧ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 4. 短期利用共同生活介護

- (1)各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の認知症対応型共同生活介護を提供します。
- (2)短期利用共同生活介護の定員は、認知症対応型共同生活住居につき1名のみご利用できます。
- (3)短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間となります。
- (4)短期利用共同生活介護の利用する場合、利用者を担当する居宅介護支援

専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その介護計画に従いサービスを提供いたします。

(5)利用者が入院等のために、長期間不在となる場合は、利用者及びご家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがあります。なお、この期間の家賃等の経費については利用者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担することとなります。

(短期利用共同生活介護の利用が無かった場合の空床確保について…P. 10)

## 5. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに相談・対応を行う体制を常時確保すると共に、入院を要すると認められた利用者を受け入れていただけるようにしています。17. 個人情報の取り扱いについて (P. 14) に示す内容で情報提供し、定期的に情報共有する機会を設けます。また、「いしかわ救急安心センター事業 (#7119)」を活用し、緊急時等の適切な対応を行います。

### ・ 協力医療機関

- ・ 名称            升谷医院
- ・ 住所            石川県鳳珠郡能登町字松波10-99-1

- ・ 名称 珠洲市総合病院
- ・ 住所 石川県珠洲市野々江町ユ部 1 - 1
- ・ 名称 公立宇出津総合病院
- ・ 住所 石川県鳳珠郡能登町宇出津タ97
- ・ 協力歯科医療機関
  - ・ 名称 草山歯科医院
  - ・ 住所 石川県鳳珠郡能登町字小木 1 5 - 2 3 - 4

#### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急時における意思確認書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 6. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

#### □介護報酬告示額

(※ ただし、以下の金額は1割負担の場合ですので、自己負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の負担となります。)

(1) 基本料金

ア 介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）（1日につき）

	単位数	利用者負担金額
要支援2	7,490/日	749円

イ 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）（1日につき）

	単位数	利用者負担金額
要介護1	7,530/日	753円
要介護2	7,880/日	788円
要介護3	8,120/日	812円
要介護4	8,280/日	828円
要介護5	8,450/日	845円

ウ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）（1日につき）

	単位数	利用者負担金額
要支援2	7,770/日	777円

エ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）（1日につき）

	単位数	利用者負担金額
要介護1	7,810/日	781円
要介護2	8,170/日	817円
要介護3	8,410/日	841円
要介護4	8,580/日	858円

要介護5

8,740/日

874円

(2) 加算額等

- ・ 初期加算                    1日につき    30円（入居した日から30日まで）
  
- ・ サービス提供体制加算
  - サービス提供体制強化加算（Ⅰ）    1日につき    22円
  - サービス提供体制強化加算（Ⅱ）    1日につき    18円
  - サービス提供体制強化加算（Ⅲ）    1日につき    6円
  
- ・ 夜間支援体制加算
  - （1）夜間支援体制加算（Ⅰ）        1日につき    50円
  - （2）夜間支援体制加算（Ⅱ）        1日につき    25円
  
- ・ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を限度）1日につき    200円
  
- ・ 若年性認知症入所者受入加算                    1日につき    120円
  
- ・ 認知症専門ケア加算
  - （1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）        1日につき    3円
  - （2）認知症専門ケア加算（Ⅱ）        1日につき    4円
  
- ・ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）                1月につき    150円
  
- ・ 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）                1月につき    120円
  
- ・ 医療連携体制加算（Ⅰ）イ                        1日につき    57円
  
- ・ 医療連携体制加算（Ⅰ）ロ                        1日につき    47円
  
- ・ 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ                        1日につき    37円

- ・医療連携体制加算（Ⅱ） 1日につき 5円
- ・協力医療機関連携加算（Ⅰ） 1月につき 100円
- ・協力医療機関連携加算（Ⅱ） 1月につき 40円
- ・退居時相談援助加算 1人1回を限度 400円
- ・退所時情報提供加算 250円
- ・看取り介護加算
  - 死亡日以前31日以上45日以下 1日につき 72円
  - 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 144円
  - 死亡日以前2日または3日 1日につき 680円
  - 死亡日 1日につき 1280円
- ・科学的介護推進体制加算 1月につき 40円
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 1月につき 10円
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 1月につき 5円
- ・新興感染症等施設療養費
  - 1月に1回、連続する5日を限度として240円を請求
- ・入院時費用
  - 利用者が病院等への入院を要した場合、1月に6日を限度として
  - 所定の基本料金に代えて1日につき246円を請求
- ・身体拘束廃止未実施減算
  - 身体拘束を廃止するための取組が行われていない場合 10%減算

・高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待を防止するための措置が講じられていない場合 1%減算

・業務継続計画未策定減算

災害や感染症が発生した際の対応等が計画されていない場合 3%減算

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 1月につき

1カ月当たりの総単位数に対し22.8%加算されます。

・生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 1月につき 100円

・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 1月につき 10円

□その他の費用（1日あたり）

（1）食材料費 1,500円

（2）居住費（室料） 1,200円

（3）光熱水費 850円

（4）紙パンツ代（1袋） 実費 尿とりパット代（1袋） 実費

（5）日常生活費 実費

（6）理美容代 実費

（7）事務取扱手数料 500円（1カ月分）

1か月当たりの利用料金：入居時にご説明いたします。

その他、日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は、利用料と

一緒に徴収させていただきます。

□8 日以上の入院が必要となった場合の居室の確保について

契約書P.13 第17条 第1項 第5号 に記載する状態となった場合でも、  
居住費（室料）をお支払いいただくことにより、退院まで居室の利用を  
確保します。

但し、医師により退院が困難と判断された場合は、この限りではありま  
せん。

7. 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1 カ月ごとに計算し、ご請求します。自動引落しの  
場合は翌月 22 日（土、日、祝日の場合はその翌日）に引落としとなります。  
それ以外の場合は、請求書到着後 すみやかに お支払いください。（1ヶ月  
に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算  
した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

北國銀行 珠洲支店 普通預金 12879

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ISNET 代金回収サービス対応金融機関

## 8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画や業務継続計画を作成し、それに基づき、利用者及び従業者等の訓練を実施し、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

## 9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 12. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 13. 高齢者虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、従業員に対して高齢者虐待についての研修を定期的に行い、実際の介護の場面で虐待が疑われる対応がされていないかを客観的に検討する機会を設けます。また、利用者及びその家族からの苦情等を受付ける体制を整えます。

従業員が行うサービスの提供中に受けたと思われる虐待に限らず、家族等から虐待を受けたと思われる状況を発見した場合も、市町に対して速やかに通報等の対応を行います。

## 14. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 15. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： ホーム所長 山形 広之

ご利用時間： 8時30分～17時30分（通年）

ご利用方法 電話 0768-72-8822

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

[石川県国民健康保険団体連合会]

○受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日除く）

○電話番号 076-231-1110

[石川県福祉サービス運営適正化委員会]

○受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日除く）

○電話番号 076-234-2556

[珠洲市 福祉課]

○受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日除く）

○電話番号 0768-82-7749

[能登町 健康福祉課]

○受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日除く）

○電話番号 0768-62-8515

## 16. 福祉サービス第三者評価事業の受審状況について

	直近の受審日	令和6年11月19日
1. 受審あり	評価機関名称	(有) エイ・ワイ・エイ研究所
2. 受審なし	結果の開示	<a href="https://pref.ishikawa.lg.jp/kousei/hyouka/hyoukakekka.html">https://pref.ishikawa.lg.jp/kousei/hyouka/hyoukakekka.html</a>

## 17. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 18. 個人情報の取り扱いについて

当施設は、入所時における個人情報の取り扱いについて次のとおり取り扱い致します。

### 1. 個人情報の表示・収集及び提供等

- (1) 施設入居の申し込みに必要な個人情報の提供
- (2) 介護保険関係事業所の利用に際し必要な個人情報収集及び情報提供
- (3) 医療機関からの情報収集及び情報提供（情報を共有する会議の開催を含む）

- (4) 利用者に関わる名前の表示（名札・表札・面会簿・誕生会等行事に係る掲示等）
- (5) 利用者の写真の紹介（行事の際の写真の掲示・アルバム・たより等の添付）
- (6) 利用者の SNS など写真の掲載（ホームページ、ツイッター、インスタなどへの添付）
- (7) 利用者の作品における名前の表示（習字、手工芸品等の展示）
- (8) その他利用者個人における情報の適正な活用

## 2. 緊急時における個人情報の提供

- (1) 治療・病院搬送等で必要な個人情報の提供
- (2) 災害時等に必要な個人情報の提供
- (3) その他緊急時に必要な個人情報の提供

## 19. サービス利用に当たっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

### (1) 持ち込みの制限

入居にあたり、ホーム所長の許可したもの以外は原則として持ち込むことができません。

## (2) 面 会

面会時間 9：00 ～ 17：00

(面会希望日の前日までに予約の連絡をお願いします)

※来訪される際、危険物及び食材(生もの)の持ち込みはご遠慮ください。

※感染症の流行がある場合等、制限させていただく場合がございます。

事前にご相談ください。

※テレビ電話での面会も行っています。事前にご相談ください。

## (3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

但し、外泊については、原則2泊3日(月1回)とし、1泊2日の場合は月回数の制限を設けません。2泊3日以上の外泊を希望される場合は要相談とさせていただきます。

また、感染症の流行がある場合等、ご遠慮いただく場合がございますので、事前にご相談ください。

## (4) 食 事

当施設では食材の入荷等を2～3日に1回のペースで行っております。そのため、急な外出や外泊等で食事が不要になり1日2食以上欠食となった場合でも、当日分の食費(1,500円)を請求させていただきます。

## (5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合はプライバシー等の保護につ

いて、十分な配慮を行います。

- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## (6) 喫煙

館内禁煙のため、喫煙はできません。

## (7) 携帯電話など（PC、タブレットなど）の利用について

- ・充電、使用はご入所者ご自身での管理をお願い致します。
- ・機器の紛失等による、電話番号、個人情報の流出にご注意下さい。
- ・カメラ付き携帯電話による撮影では、著作権、肖像権等の侵害の恐れがあります。

### 【通話について】

- ・使用場所は、ご自身の居室内、ご自身のベッド周囲での使用とし食堂や談話室等、他所へは持ち出さないようお願い致します。
- ・消灯時間後～早朝にかけての使用はご遠慮ください。大音量での着信・会話、消灯後の画面の光漏れ等、他入所者の迷惑にならないよう、十分ご注意ください。

### 【その他】

- ・施設内の安全・安心な環境維持の為、施設の判断により利用中止とさせていただきます場合があります。
- ・ご自身の身体的、心理的、認知症状等により利用をご遠慮いただく場合がございます。
- ・施設内での機器の紛失、使用上の介助・トラブル、他入所者間でのトラブル等は管理を致しかねます。

## (8) ハラスメント対策について

事業者は、入所者と職員に対してより良い介護及び職場環境を実現するために、ハラスメントの防止に取り組んでいます。

### 【サービス利用にあたっての禁止行為】

- ・職員や他の入所者に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷な

どの迷惑行為と判断された場合

- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為と判断された場合
- ・職員、他の入所者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となる行為

#### (9) 入所時リスク説明

当施設では、入所者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、入所者の身体状況や病気により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。(ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。)

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による事故の恐れがあります。
- 当施設では原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性ががあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、嘱託医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- 特別養護老人ホームは生活の場であることから、見守り等は徹底しますが、認知症の症状により異食されるおそれがあります。

※ご不明な点があれば、遠慮なくお尋ねください。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 石川県鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3  
事業所名 グループホーム長寿の郷  
(指定番号1771700265)

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<契約者> 住 所

氏 名 印

<家族の代表> ※家族の代表が署名代筆者と同じ場合は省略可

住 所

氏 名 印

(続柄 )

利用者は、心身の状況等により署名が出来ない為、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者> 住 所

氏 名 印

(続柄 )